○厚生労働省告示第五百六十五号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関である東京理化学テクニカルセンター株式会社について、薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第二項の規定により、平成二十四年九月十八日をもってその住所及び試験検査を行う事業所の所在地を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年十一月十三日

厚生労働大臣　三井　辨雄

一　住所
変更前　東京都台東区今戸一丁目一八番一〇号
変更後　東京都品川区東大井一丁目八番二一号
二　試験検査を行う事業所の所在地
変更前　東京都台東区今戸一丁目一八番一〇号
変更後　東京都品川区東大井一丁目八番二一号

○国土交通省告示第千三百号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の四の規定により、次の機関の行う講習を登録基幹技能者講習として登録したので、同規則第十八条の三の十六第一号の規定により、公示する。

平成二十四年十一月十三日

国土交通大臣　羽田雄一郎

㈠　登録年月日
平成二十四年十月二十九日
㈡　登録番号　30
㈢　登録基幹技能者講習事務を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
一般社団法人全国道路標識・標示業協会（代表者　会長　遠藤　芳郎）
東京都千代田区麹町三丁目五番地十九　にしかわビル6階
㈣　登録基幹技能者講習事務を行う事務所の名称及び所在地
一般社団法人全国道路標識・標示業協会
東京都千代田区麹町三丁目五番地十九　にしかわビル6階
㈤　登録基幹技能者講習事務を開始する年月日
平成二十四年十月二十九日
㈥　登録基幹技能者講習の種目
登録標識・路面標示基幹技能者

○国土交通省告示第千三百一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十一月十三日

国土交通大臣　羽田雄一郎

㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
殿敷谷三
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
島根県飯石郡飯南町小田
二六〇番二　一号及び二十二号
二六〇番一　二号及び三号
二六六番一　四号
一〇七七番二　五号、六号及び十二号から十八号まで
一〇八八番一　七号から九号まで
一〇八六番　十号及び十一号
二六七番地先道路敷　十九号
二六六番一地先道路敷　二十号
二六〇番六　二十一号
㈢　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
殿森川
㈣　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
島根県出雲市所原町
字小田　二七六九番　一号
字大平　五一九五番二　二号
字原田向　四四九五番六　三号
四四九五番三　四号
字東谷　二八一三番　五号
字原田　二七九七番　六号
二七八七番二　七号
字大以後　二七八一番一　八号
五二二九番　九号
字立目　二七七六番　十号

○国土交通省告示第千三百二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年十一月十三日

国土交通大臣　羽田雄一郎

第1　起業者の名称　国土交通大臣
第2　事業の種類　一般国道45号改築工事（三陸縦貫自動車道・宮城県気仙沼市本吉町九多丸地内から同市本吉町寺谷地内まで及び同市本吉町道貫地内から同市松崎高谷地内まで）及びこれに伴う市道付替工事
第3　起業地
1　収用の部分　宮城県気仙沼市本吉町九多丸、本吉町寺谷、本吉町道貫、本吉町菖蒲沢、最知南最知、最知荒沢、岩月長平、岩月寺沢、松崎上赤田、松崎馬場及び松崎高谷地内
2　使用の部分　宮城県気仙沼市本吉町九多丸、本吉町寺谷、本吉町道貫、本吉町菖蒲沢、最知荒沢、岩月長平、岩月寺沢、松崎上赤田、松崎馬場及び松崎高谷地内
第4　事業の認定をした理由
申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
1　法第20条第1号の要件への適合性
申請に係る事業は、宮城県気仙沼市本吉町九多丸地内の大谷インターチェンジ（仮称）から同市松崎高谷地内の気仙沼インターチェンジ（仮称）までの延長7.1kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道45号改築工事（三陸縦貫自動車道）及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。
本件事業のうち、「一般国道45号改築工事（三陸縦貫自動車道）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。
したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
2　法第20条第2号の要件への適合性
一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。
したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
3　法第20条第3号の要件への適合性
(1)　得られる公共の利益
一般国道45号（三陸縦貫自動車道。以下「本路線」という。）は、仙台市を起点とし、石巻市、気仙沼市、陸前高田市、釜石市等を経由して宮古市に至る延長約248kmの自動車専用道路である。
本路線が通過する石巻市、気仙沼市、陸前高田市、釜石市、宮古市等（以下「三陸沿岸地域」という。）は沿岸漁業や養殖漁業が盛んであり、水産品を仙台地域、首都圏等へ出荷していたが、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う大津波等（以下これらの災害を総称して「東日本大震災」という。）により多くの生命や財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けた地域である。
三陸沿岸地域には、物流等を担う主要幹線道路として一般国道45号及び一部供用済みの本路線があるが、本件区間に対応する一般国道45号（以下「現道」という。）は、気仙沼市の市街地を通過しており、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、慢性的な交通混雑が発生しているほか、東日本大震災時には道路損壊、浸水等により長期間全面通行止めになるなど、自然災害による通行止めが行われており、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。